

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 6 月 30 日

最近改正 令和 6 年 11 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多いなど、防災面や住環境面でさまざまな課題を抱えた密集市街地のうち、避難路につながる概ね 6 m 以上の道路空間を有する道路（以下「主要生活道路」という。）が不足する地域において、市街地大火の延焼拡大を遅延させるとともに、避難・消防活動の円滑化を図るために、セットバックと不燃化を行うことが有効であるとして、市長が認定した道路の沿道建築物の建替等を行う場合に、建設費等の一部を大阪市が補助することに関し、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱の規定に基づき第 6 条の要件を満たす事業をいう。
- (2) 補助対象事業 別表 3 に定める補助の対象となる項目に係る事業をいう。
- (3) 補助事業者 第 4 条の要件を満たし、この要綱に基づき補助事業を行い補助金の交付を受けようとする者をいう。また、補助金を交付した後であつては、補助金の交付を受けた者とする。
- (4) 道路 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
 - ロ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 42 条に規定する道路
- (5) 重点対策地区 延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地で、別表 1 に掲げる区域をいう。
- (6) まちづくり協定等 重点対策地区のうち、主要生活道路が不足する地域において、市街地大火の延焼拡大を遅延させるとともに、避難・消防活動の円滑化を図るために、沿道建築物の不燃化とセットバックによる道路の整備に関して、地域住民と市が連携しながら、住民の総意として定めたまちづくりのルールなどをいう。
- (7) 道路空間 道路を挟んだ建築物等の壁面間距離をいう。
- (8) 防災コミュニティ道路 まちづくり協定等の締結された区域内にある現況幅員が概ね 5 m 未満の道路であり、かつ、沿道建築物の不燃化を図り、セットバック及び壁面後退による道路空間を 6 m 以上確保することが望ましい道路をいう。
- (9) 老朽建築物 別表 2（1）に掲げる耐用年数を超過し、建基法第 9 条若しくは第 10 条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項に規定する措置が命じられていないものであること。

- (10) セットバック 道路中心線から2.5mを基準に、道路側に道路境界石を設置し、敷地側に道路排水のための側溝等を設置するとともに、道路中心線から2.5mの範囲内は既存道路部分と平滑となるよう道路舗装をすることをいう。
- (11) 支障物 土地に定着してある門、塀等の工作物又は樹木、支柱等これらに類する防災コミュニティ道路の整備に支障となる築造物をいう。ただし、建基法施行令第2条第1項第3号の規定による面積のあるものを除く。
- (12) 壁面後退 建築物（庇、バルコニー及び、出窓等を含む）又は敷地を造成するための擁壁を防災コミュニティ道路の認定を受けた道路の中心線から3m以上後退することをいう。
- (13) 壁面後退線 壁面後退した境界線をいう。
- (14) 準耐火建築物 次のいずれかに該当するものをいう。
イ 建基法第2条第9号の3に規定する建築物
ロ 建基法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物
- (15) 耐火建築物 建基法第2条第9号の2に規定する建築物をいう。
- (16) 敷地面積 建基法施行令第2条第1項第1号に規定する面積をいう。
- (17) 狭小敷地等 道路の中心から水平距離3mの線までの部分を除いた敷地の面積が、35㎡以下又は敷地面積の80%以下となる敷地をいう。
- (18) 一般敷地 狭小敷地等以外の敷地をいう。
- (19) 延床面積 建基法施行令第2条第4号に規定する延べ面積をいう。
- (20) 間口 防災コミュニティ道路に接道する長さをいう。
- (21) 補助対象経費 補助事業者が支出する経費のうち、補助の対象となる項目（除却費等、建築設計費、耐火構造費、セットバック整備費及び支障物撤去費）に係る経費をいう。
- (22) 部分払金 補助対象経費（老朽建築物の除却費等を除く。）のうち、補助事業者が事業期間（第8条第6項若しくは第17条第2項の規定により承認した事業期間をいう。）における完成予定年度を除く年度に支出する経費をいう。
- (23) 前払金 部分払金のうち、補助事業者が契約締結時に支出する経費をいう。
- (24) 中間金 部分払金のうち、前号に規定する以外の経費をいう。
- (25) 集合住宅 重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅をいう。

（防災コミュニティ道路の認定）

第3条 まちづくり協定等を作成した者の代表者（以下「協定等の代表者」という。）は、防災コミュニティ道路認定申請書（様式1）に別表6に掲げる書類を添付のうえ、防災コミュニティ道路の認定を申請することができる。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、申請された道路が、まちづくり協定等の締結された区域内にある現況幅員が概ね5m未満の道路であり、かつ、沿道建築物の不燃化並びにセットバック及び壁面後退による道路空間を6m以上確保するために、当面、沿道建築物の建替及び建築等に要する費用の一部を補助することが効率的かつ効果的であり、地域住民の避難・消防活動の円滑化に資すると認められるときは、その道路を認定することができる。

3 市長は、前項の規定により認定するにあたって、必要な条件を付することができる。

- 4 市長は、防災コミュニティ道路の認定をしたときは、防災コミュニティ道路認定通知書（様式 2）により速やかにその内容及びこれに付した条件を協定等の代表者に通知するものとする。
- 5 市長は、防災コミュニティ道路の認定をしない旨の決定をしたときは、防災コミュニティ道路不認定通知書（様式 3）により速やかにその旨の理由を付して協定等の代表者に通知するものとする。
- 6 協定等の代表者は、防災コミュニティ道路の認定を廃止又は変更しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。

（補助事業者の要件）

第 4 条 補助事業者は、別表 2（2）の要件を満たし、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）土地の所有権又は建築物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）。ただし、土地所有者等が複数である場合にあっては、当該者全員の承諾を得たものに限る。
- （2）土地所有者等の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族。ただし、土地所有者等が複数である場合にあっては、当該者全員の承諾を得た者に限る。

（代表申請者の選任及び責務）

- 第 5 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。
- 2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における事業計画の承認申請から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

（補助事業の要件）

第 6 条 補助事業を行う敷地が第 3 条第 2 項の規定により認定を受けた別図に掲げる防災コミュニティ道路の沿道にあり、まちづくり協定等に定める内容及び別途定める基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業（支障物撤去を含む。）を行うことを要件とする。

- （1）老朽建築物（大阪市営・大阪府営・都市再生機構・公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する建築物及び差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けているものは除く。以下同じ。）を除却し、セットバックの整備をする（当該敷地が既にセットバックの整備済みである場合はこの限りでない。以下同じ。）事業（以下「除却整備」という。）
- （2）老朽建築物を除却し、新たに準耐火建築物又は耐火建築物を壁面後退して建築するとともに、セットバックの整備をする事業（以下「建替整備」という。）
- （3）新たに準耐火建築物又は耐火建築物を壁面後退して建築するとともに、セットバックの整備をする事業（以下「新築整備」という。）
- （4）既存建築物が壁面後退した準耐火建築物又は耐火建築物であり、セットバックの整備をする事業（以下「セットバック整備」という。）

(補助の対象及び補助率)

第7条 市長は、補助事業者に対し、予算の範囲内において、前条に規定する補助事業について、交付申請額内訳書（様式7-2）又は全体設計承認申請額内訳書（様式26-2）に定める方法により算出された費用を補助することができる。ただし、消費税等相当額及び大阪市等の他の事業により補助を受ける部分に係る費用を除く。

2 補助の対象となる項目及び補助率は別表3に掲げるものとし、補助金の総額は、補助対象経費又は別表3に定める補助対象上限単価に補助対象面積等を乗じた額のいずれか低い方の額に補助率を乗じた額（以下「補助金算定額」という。）の合計とする。ただし、別表4に定める額に別表5に定める補正係数を乗じた額を限度（以下「補助限度額」という。）とする。

3 前項に規定する補助金算定額の合計の額（補助限度額を上回る場合は補助限度額）は、過去に本制度を利用して補助事業を行った敷地及び大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた敷地において、同一の補助事業者が補助事業を行う場合は、補助金算定額の合計の額（補助限度額を上回る場合は補助限度額）から既に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を限度とする。

4 第2項に規定する補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(事業計画の承認)

第8条 補助事業者が、補助事業を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議を行い、事業計画承認申請書（様式4）に別表6に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、事業計画が補助事業に適合していると認められるときは、事業計画を承認することができる。

3 市長は、前項の規定により承認を行うにあたって、必要な指導助言等を行うこと及び必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、事業計画を承認することが不適当であると認めたときは、事業計画を承認しないことができる。

5 市長は、第1項の申請書が到達してから30日以内に事業計画を承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

6 市長は、事業計画の承認をした場合は、事業計画承認通知書（様式5）により速やかにその内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。

7 市長は、事業計画を承認しない場合は、事業計画不承認通知書（様式6）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付申請及び決定)

第9条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式7）に別表6に掲げる書類を添付して、補助対象事業に係る契約予定日の30日前、かつ、契約予定日の属する年度の12月末日（その日が本市の定める休日（以下「休日」という。）である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに、市長

に提出しなければならない。ただし、交付申請までに補助対象事業（別表第3に定める補助対象項目のうち建築設計費を除く。以下本項において同じ。）に係る契約をした場合であっても、当該補助対象事業に係る工事に未着手であることを証明できるときは、当該補助対象事業に係るものに限り、本項本文、第11条第1項第1号、第15条第1項及び同条第2項の「契約」を「工事着手」と、同条第4項の「建築工事に係る契約」を「建築工事に係る工事着手」と読み替えるものとする。

- 2 前項による交付申請は事業年度ごとに行うものとし、第6条第2号に係る交付申請の場合は、老朽建築物に係る除却費等のみで申請することができる。
- 3 補助対象事業のうち新築整備又は建替整備（老朽建築物の除却を除く。）が複数年度にわたる場合は、第1項の規定に加えて、初年度を除き、事業期間における完成予定年度まで毎年4月1日（その日が休日である場合には、同日以後の直近の休日でない日）に一括して当該年度分の補助金交付申請書（様式7）に別表6に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前3項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、申請に係る補助金の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定することができる。
- 5 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、次の各号に掲げる条件を付するとともに、必要な条件を付することができる。
 - （1）補助対象事業に係る契約は、第9項の規定による補助金の交付決定通知日以降とすること。
 - （2）補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - （5）市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- 6 全体設計の承認通知を受けている場合は、前項第1号の条件は付さない。
- 7 市長は、第4項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金を交付しない旨の決定をすることができる。
- 8 市長は、補助金の交付申請が到達してから、30日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。
- 9 市長は、第4項に規定する補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式8）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。
- 10 市長は、第7項に規定する補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式9）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の除外要件）

第 10 条 補助事業者は、補助金交付決定額の合計が別表 4 に掲げる補助限度額に到達した場合は、それ以降は補助金交付申請及び第 11 条の全体設計承認申請を行わないものとする。

(全体設計の承認)

第 11 条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに全体設計承認申請書（様式 26）に別表 6 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業のうち新築整備又は建替整備（老朽建築物の除却を除く。）の事業期間が複数年度にわたる場合 新築整備又は建替整備（老朽建築物の除却を除く。）の契約予定日の 30 日前までの日

（2）第 9 条第 9 項の規定による新築整備又は建替整備（老朽建築物の除却を除く。）に係る補助金の交付決定日以降に事業期間を単年度から複数年度に変更する場合 当該変更承認通知日の属する年度の 12 月末日

2 市長は、前項の規定する全体設計承認申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、申請内容が法令等に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、この要綱に適合し、全体設計を承認すべきものと認めたときは、全体設計の承認をすることができる。

3 市長は、前項の審査等の結果、全体設計の承認をすることが不適当であると認めたときは、全体設計の承認をしないことができる。

4 市長は、第 1 項の全体設計承認申請書が到達してから、30 日以内に全体設計を承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

5 市長は、第 2 項に規定する全体設計の承認をした場合は、全体設計承認通知書（様式 27）により速やかにその内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

6 市長は、第 3 項に規定する全体設計の承認をしない場合は、全体設計不承認通知書（様式 28）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者に通知するものとする。

7 市長は、第 2 項の規定により承認を行うにあたって、必要な条件を付することができる。

8 市長は、第 2 項の規定により承認を行うにあたって、必要な助言指導等を行うことができる。

(交付申請の取下げ)

第 12 条 補助事業者は、第 9 条第 9 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（様式 10）により、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の規定による取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書（様式 11）により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第 9 条の規定に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。

2 市長は、前項の取消し又は変更を行った場合は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式 24）により補助事業者へ通知する。

（補助事業の遂行）

第 14 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

（補助対象事業の着手等）

第 15 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付申請又は第 11 条第 1 項の規定による全体設計承認申請における契約予定日に関わらず、第 9 条第 9 項の規定による補助金の交付決定通知日以降又は第 11 条第 5 項の規定による全体設計の承認通知日以降に補助対象事業のうち当該通知に係るものの契約をしなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に係る契約をしたときは、速やかに補助対象事業着手届（様式 12）に別表 6 に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

3 補助対象事業のうち新築整備又は建替整備を行う補助事業者は、建築工事に係る契約をしたときは、速やかに建築工事着手届（様式 13）に別表 6 に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

4 補助対象事業のうち新築整備又は建替整備を行う補助事業者は、第 8 条第 6 項の規定による事業計画の承認通知日の属する年度内に実施設計に係る契約をし、翌年度までに建築工事に係る契約をしなければならない。

（後退表示板の設置）

第 16 条 市長は、原則として前条第 2 項の規定による補助対象事業着手届の提出に合わせて、後退表示板を補助事業者へ支給するものとする。

2 補助事業者は、すべての補助事業が完了したときは、前項により支給された後退表示板をセットバックの整備により新設した道路境界石上面などの見やすい位置に設置しなければならない。

3 前項に基づき設置した後退表示板の所有権については、補助金の額の確定通知日をもって、補助事業者へ移転するものとする。

（補助事業の変更及び廃止等）

第 17 条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容等又は交付決定額を変更する場合には、次表の第一欄に定める時期に、第二欄に掲げる場合は、第三欄に定める様式を別表 6 に掲げる書類を添付して、第四欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。ただし、提出期限について、本市から指示があった場合は、この限りでない。なお、第 11 条第 5 項の規定による全体設計の承認を受けていない場合は、第 9 条第 9 項の規定による交付決定通知日以降は、完成年度の変更を伴う事業期間の

変更はできない。

- (1) 事業計画の内容
- (2) 補助対象事業の内容
- (3) その他、市長が必要と認める事項

	第一欄（時期）	第二欄（場合）	第三欄（様式）	第四欄（期日）
ア	第8条第6項の規定による事業計画承認日以降	第1号又は第3号の変更（交付決定金額の変更を伴う場合を除く。）及び事業の中止又は廃止	事業計画変更等承認申請書（様式14）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
イ	第9条第9項の規定による交付決定通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更（交付決定額の変更を伴う場合）	事業計画変更等承認申請書（様式14）及び補助金交付変更承認申請書（様式17）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
ウ	第11条第5項の規定による全体設計承認通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更に伴う全体設計承認申請額の変更（次項「エ」の場合を除く。）	全体設計変更承認申請書（様式29）	建設工事完成予定年度の前年度の2月末日
エ	第11条第5項の規定による全体設計承認通知日以降	第2号又は第3号の変更、経費の配分又は執行計画の変更に伴う次年度以降の全体設計承認申請額の増額（外部的要因（関係機関及び近隣との協議・調整、地中障害・湧水等の対応、異常気象、その他これらに類するもの）によるやむを得ない場合に限る。）	全体設計変更承認申請書（様式29）	交付決定通知日の属する年度の2月末日

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日（申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除く。）以内に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 事業計画変更等承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したとき
事業計画変更等承認通知書（様式15）
- (2) 補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したとき
補助金交付変更承認通知書（様式18）
- (3) 全体設計変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したとき

全体設計変更承認通知書（様式 30）

（４）変更を承認することが不適当であると認めたとき

不承認通知書（様式 16）

- 3 市長は、補助事業者が第 1 項に該当するにもかかわらず申請を怠った場合、事業計画承認及び交付決定取消通知書（様式 19）により補助事業者に対し事業計画承認及び補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

（状況報告）

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

（補助事業の遂行指示等）

第 19 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員に補助事業者に係る物件に立ち入り、設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 市長は、補助事業者が承認又は交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは一部の停止を求めることができる。

（完了報告）

第 20 条 補助事業者は、第 9 条第 9 項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したとき（補助事業が継続している場合を含む）は、完了報告書（様式 20）に別表 6 に掲げる書類を添付して、事業期間内、かつ、当該補助金の交付決定通知日の属する年度の 3 月 15 日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に報告しなければならない。

- 2 第 10 条の規定によって、補助金の交付を受けることができなくなった場合にあっては、第 8 条第 6 項の承認に係る補助事業を完了した補助事業者は、その旨を完了検査依頼書（様式 21）により事業期間内に市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定・検査結果通知）

第 21 条 市長は、前条第 1 項に規定する報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の検査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（様式 22）により補助事業者へ通知する。

- 2 市長は、前条第 2 項の規定による依頼を受けた場合において、当該依頼の内容を審査するとともに、必用に応じて現地の検査を行い、当該依頼に係る補助事業の成果が事業計画に適合している又は適合していないと認めたときは、その旨を検査結果通知書（様式 23）により補助事業者へ通知する。

(是正のための措置)

第 22 条 市長は、第 20 条に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 23 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに事業計画の内容に違反したとき
- (3) 補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保権を設定したとき
- (4) 補助事業者が、補助事業の要件に違反した増改築を行ったとき
- (5) 国土交通省制定の「社会資本整備総合交付金交付要綱」又は大阪府制定の「大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金要綱」に基づく国又は大阪府の大阪市に対する交付金等の交付決定が取り消される等により、大阪市が国又は大阪府から当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき
- (6) 前 5 号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、前項又は次項の取消しをした場合は、事業計画承認及び交付決定取消通知書(様式 19)により補助事業者に通知する。

3 市長は、第 1 項の取消しをした場合は、それ以外の交付決定についても全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の請求及び交付)

第 24 条 第 21 条第 1 項に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の次の年度の 4 月末日(その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日)までに当該補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の請求があった場合、請求があった日から 30 日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(関係書類の整備)

第 25 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存しなければならない。

(補助金等の返還)

第 26 条 市長は、第 13 条又は第 23 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求書（様式 25）により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の返還を求められたときは、第 16 条の後退表示板を市長へ返還しなければならない。なお、後退表示板の取外しに係る費用は補助事業者の負担とする。

（加算金及び延滞金）

第 27 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

（理由の提示）

第 28 条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（セットバックの整備を行った用地の管理）

第 29 条 セットバックの整備を行った用地（後退表示板を含む。以下同じ。）については、補助事業者が補助事業完了時における形態を変更することなく、通行に支障のない状態となるように維持管理を行うものとする。

2 補助事業者が補助事業による建築物、工作物若しくはセットバックの整備を行った用地を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知するとともに、前項の規定については継承させるものとする。

（他制度との併用）

第 30 条 他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとする補助事業者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

（関係法令の遵守等）

第 31 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の敷地内又はその周辺で、実施している又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

（その他）

第 32 条 この要綱の施行に際し必要な事項は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 5 条第 7 項の規定による事業計画承認通知した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 9 条第 2 項の規定による事業計画の承認を通知した補助事業については、別表 3 の改正を除き、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 8 条第 6 項の規定による事業計画の承認通知を受けた補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は令和６年１１月２０日から施行する。
- ２ この要綱の施行の日までに第８条第６項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- ３ 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

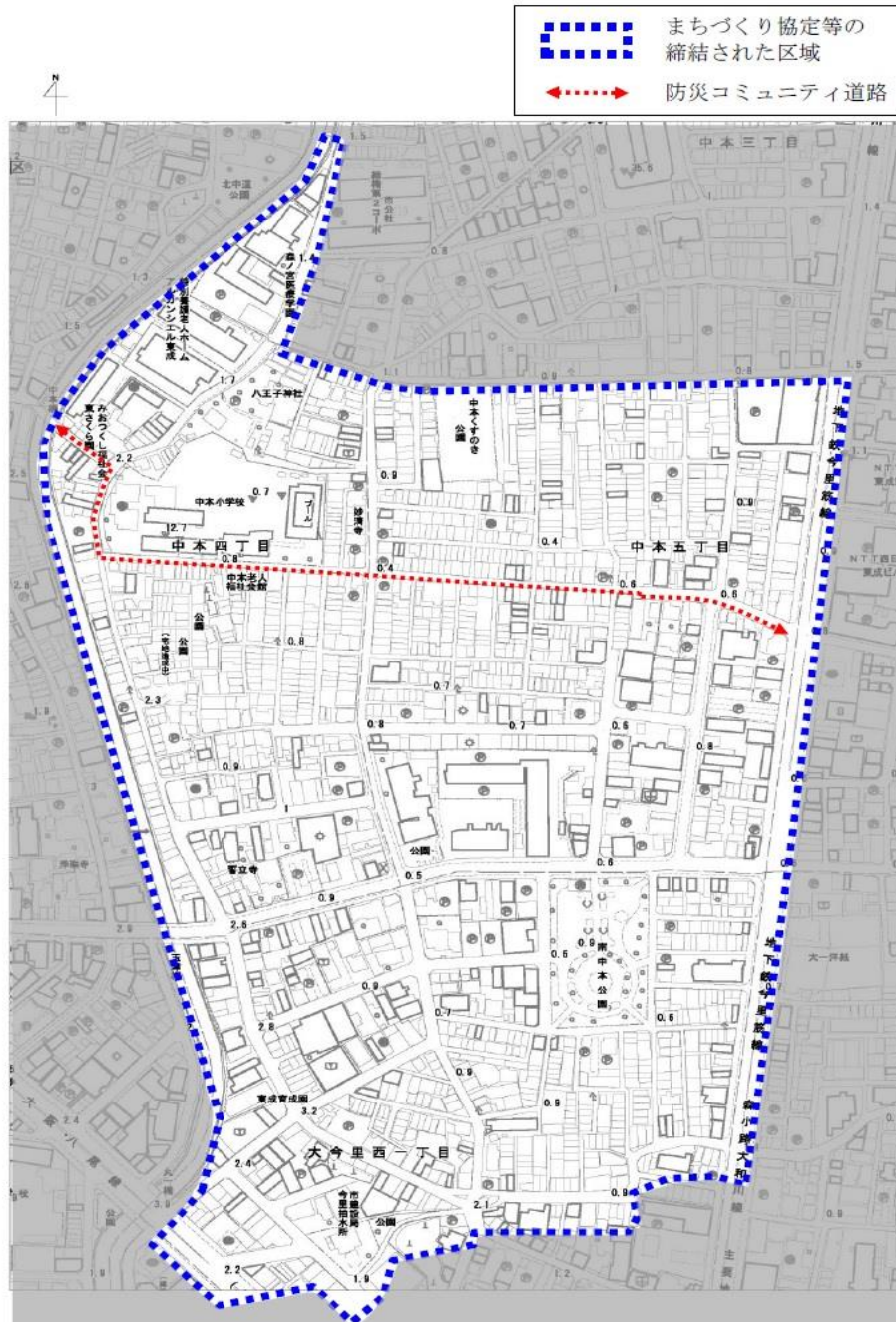
別図（防災コミュニティ道路として認定した道路及びまちづくり協定等の締結された区域を示す。）

防災コミュニティ道路として認定した道路（第3条関係）

○東成区中本

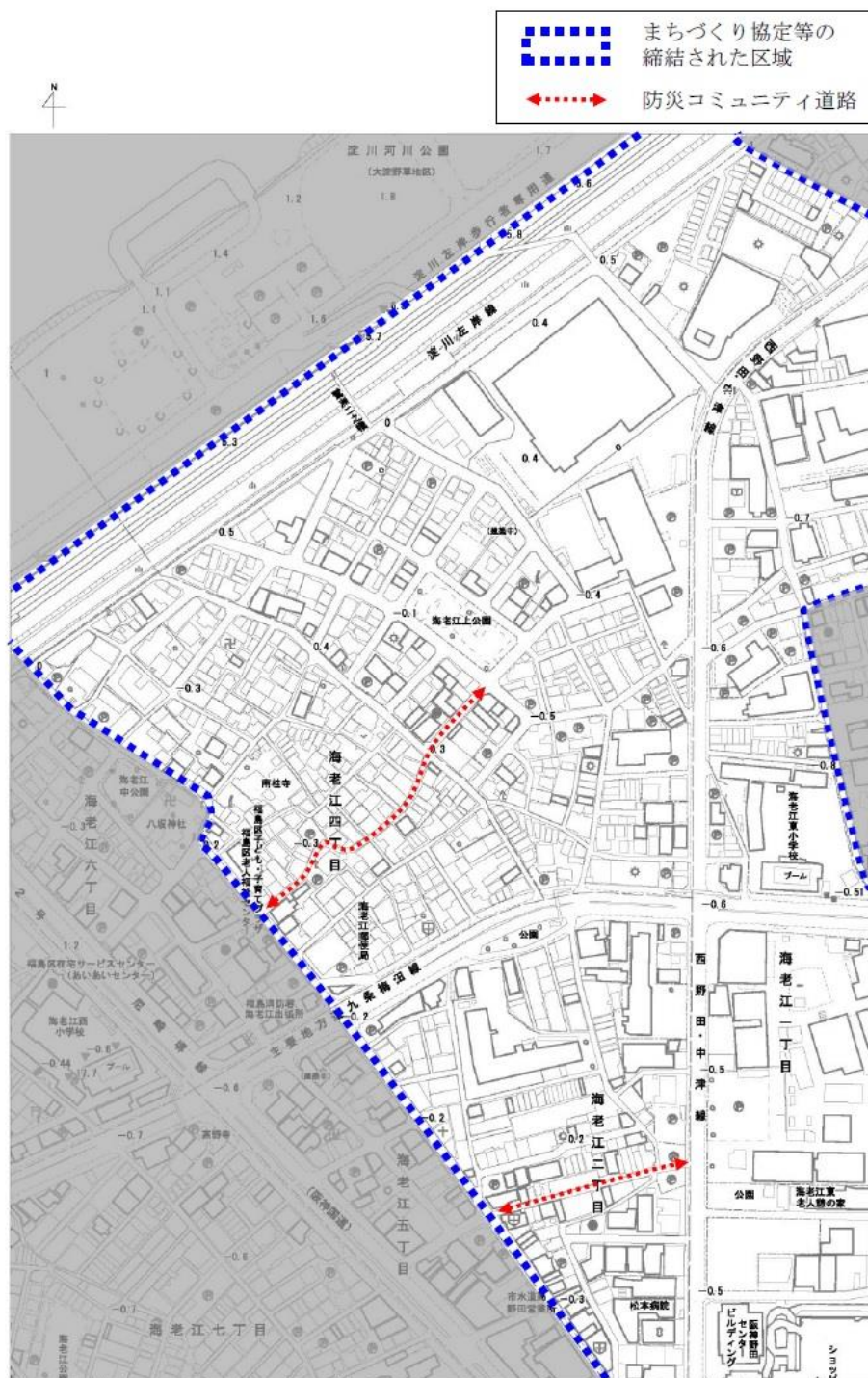
中本4丁目、中本5丁目（1～19番、23番、25～27番）、

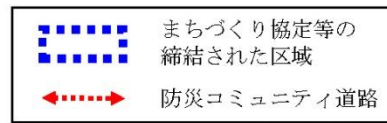
大今里西1丁目（1～15番、19番の一部、20番）

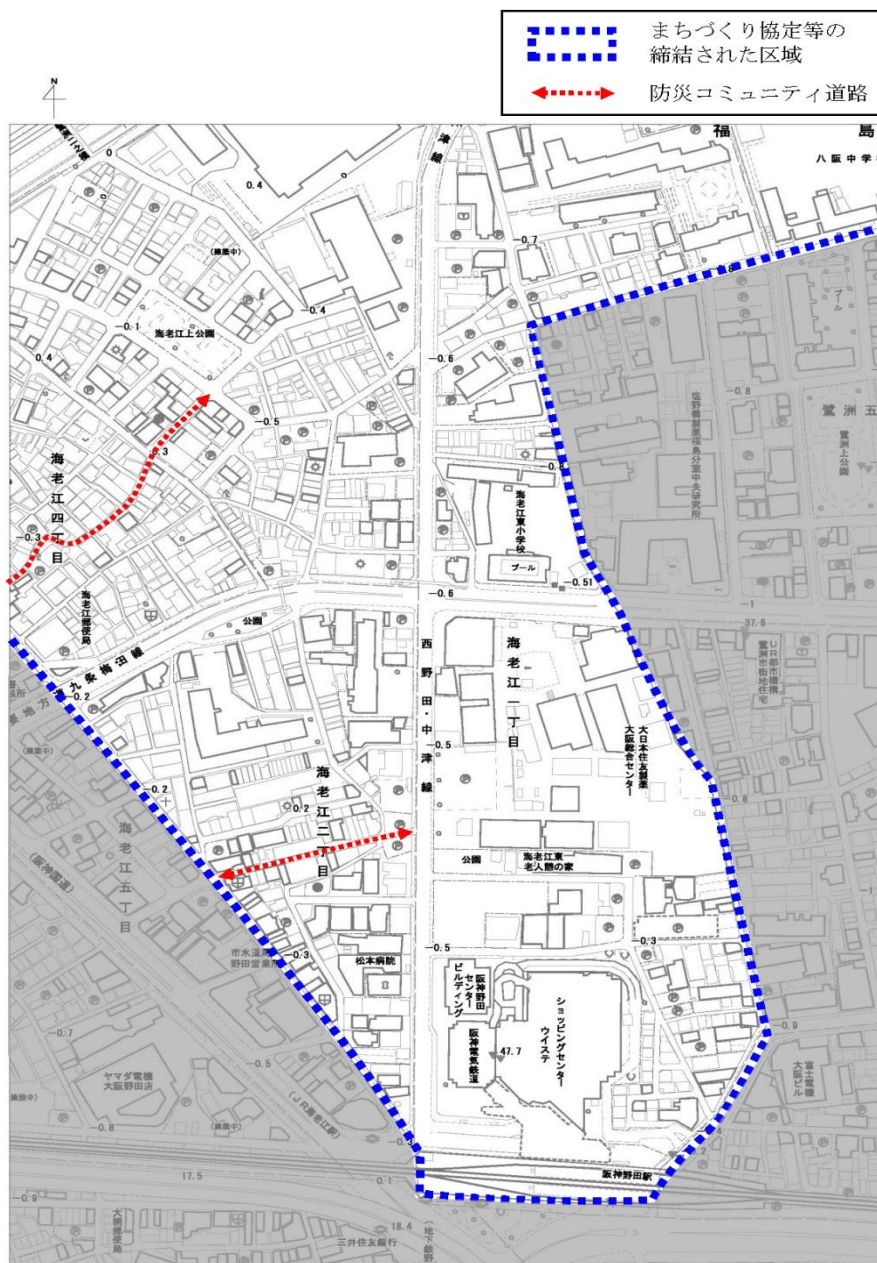


○福島区海老江東

海老江2丁目、海老江3丁目（1～23番）、海老江4丁目



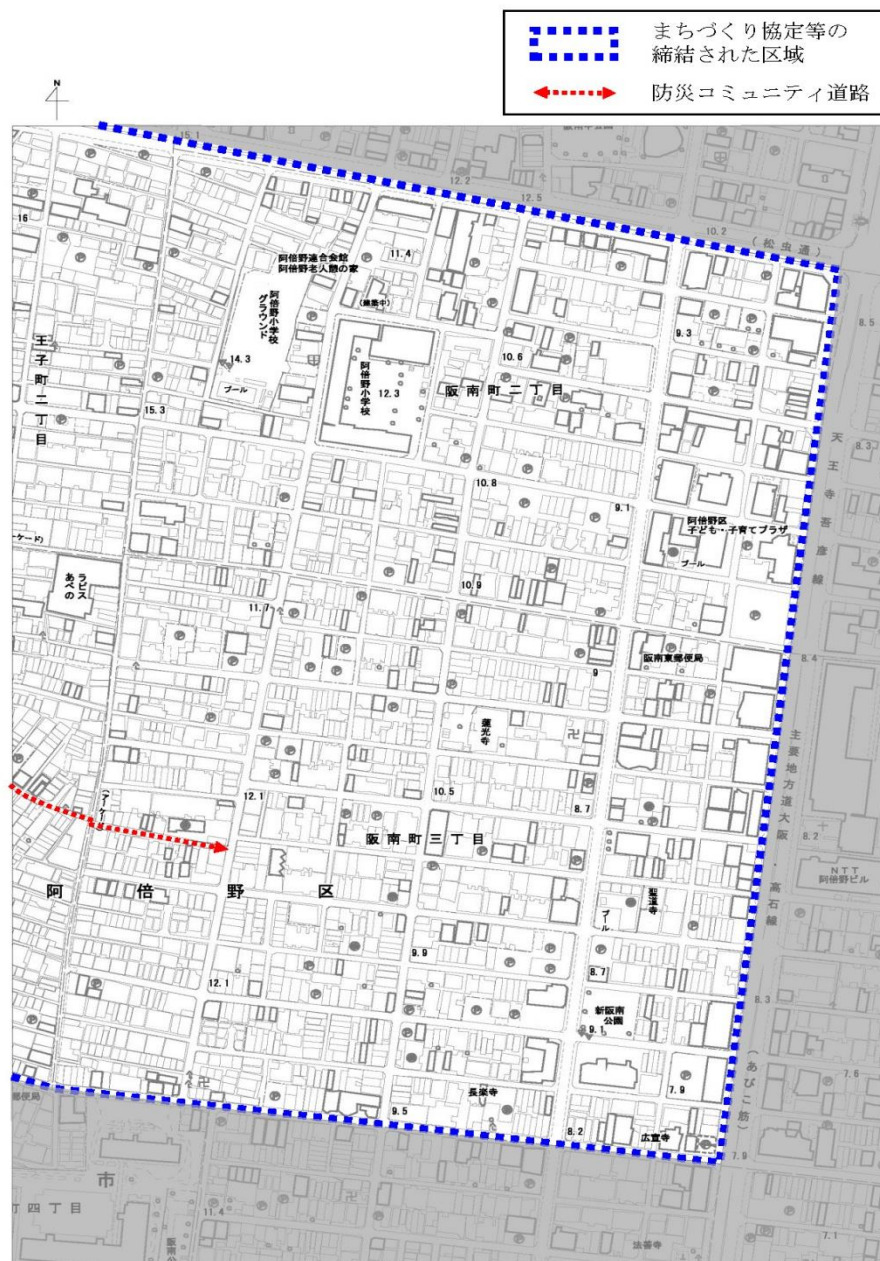




○阿倍野区阿倍野

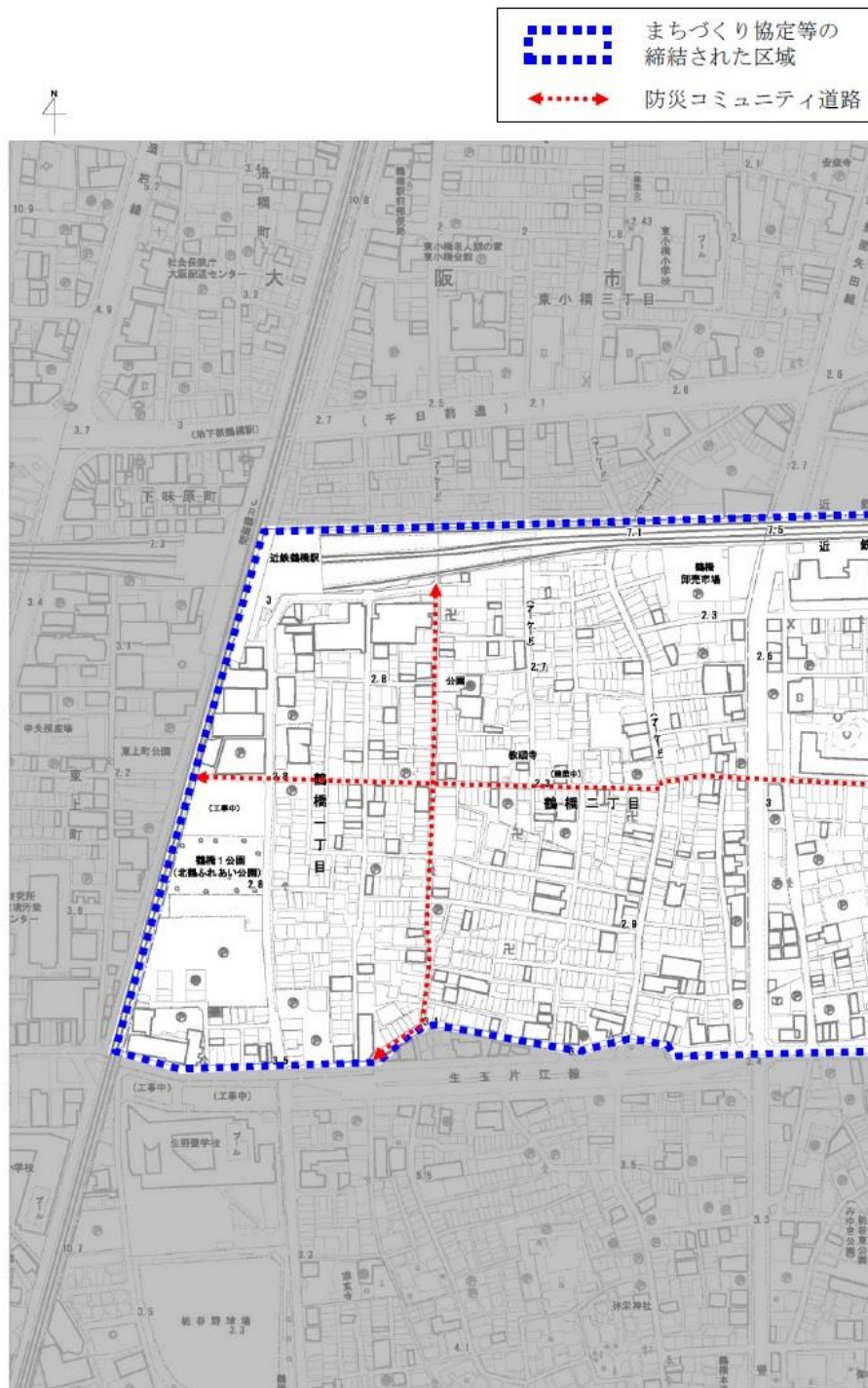
王子町 2・3 丁目、阪南町 2・3 丁目

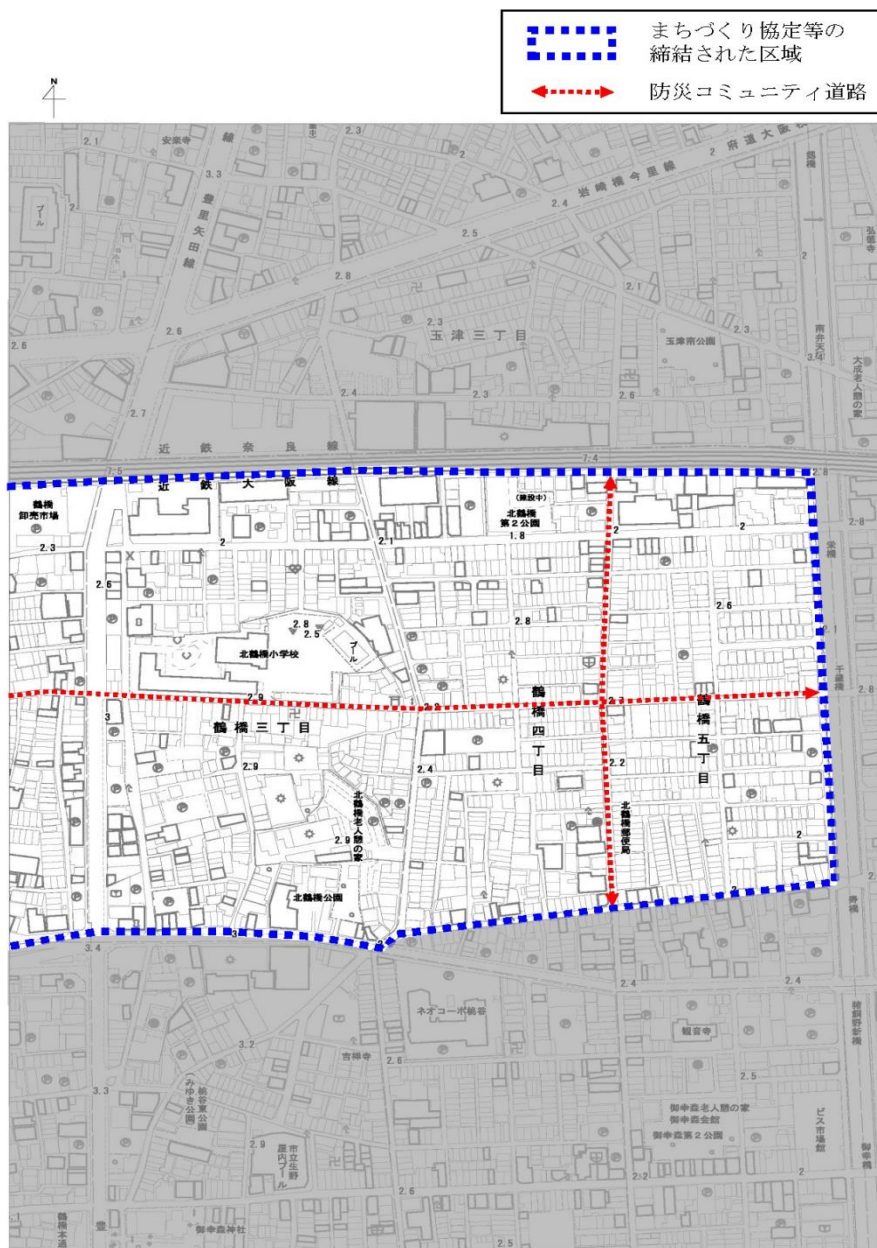




○生野区北鶴橋

鶴橋 1～3 丁目、鶴橋 4 丁目 (1～13 番)、鶴橋 5 丁目 (1～19 番)

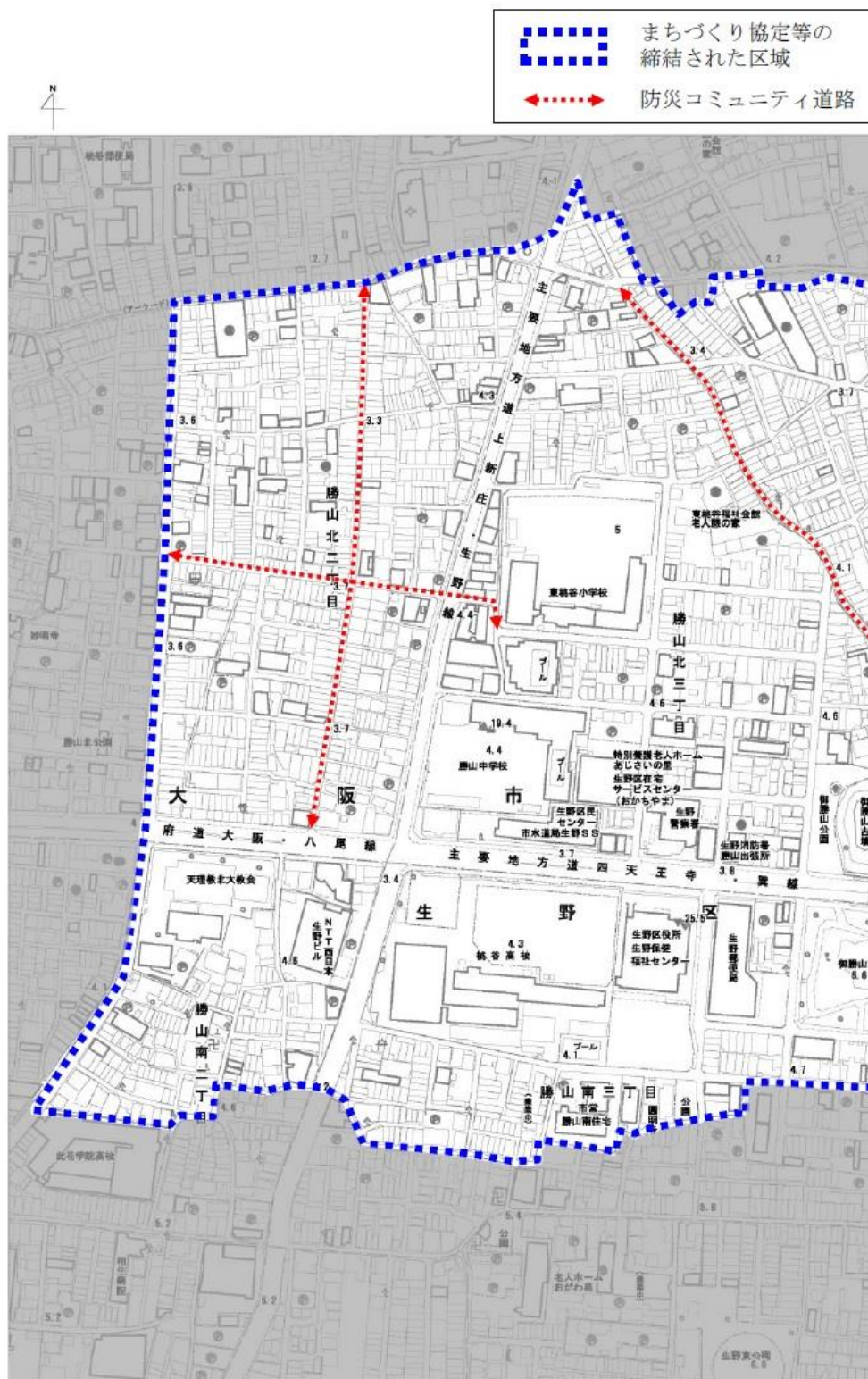




○生野区東桃谷

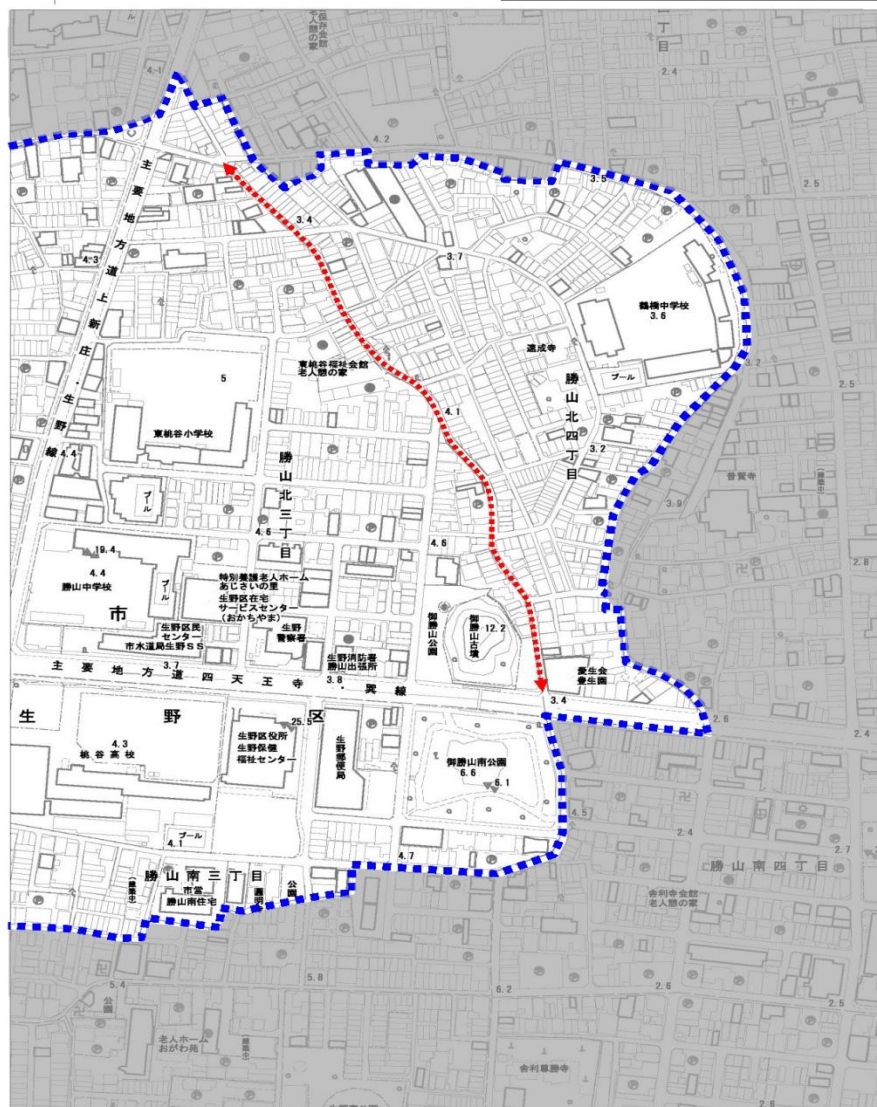
勝山北2・3丁目、勝山北4丁目（1番の一部、2～9番、11～13番、14番の一部）、

勝山南2丁目(1・2番、3番の一部、4・5番、6番の一部)、桃谷3丁目(22番の一部、23番)



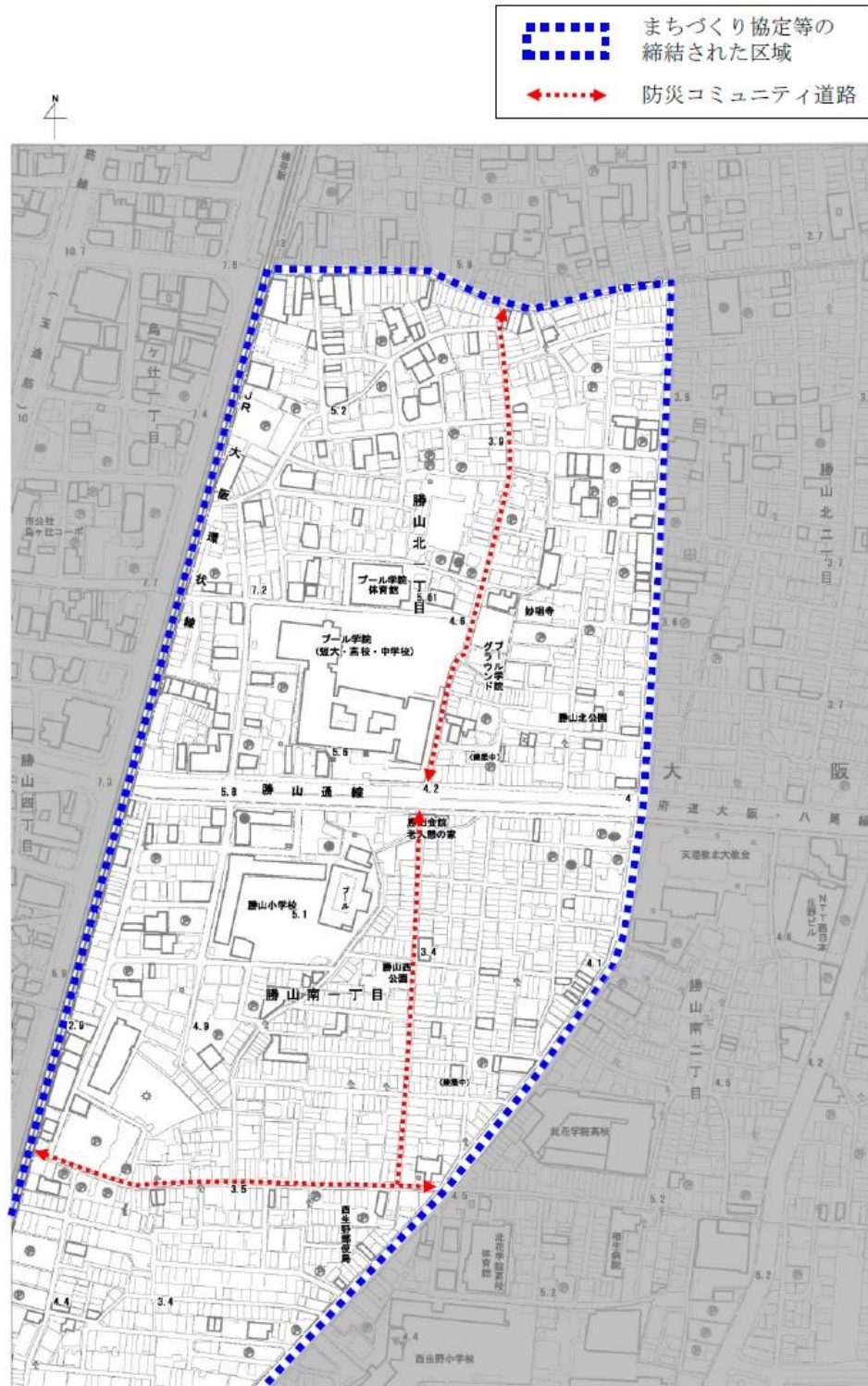
N
4

- まちづくり協定等の
締結された区域
- 防災コミュニティ道路



○生野区勝山

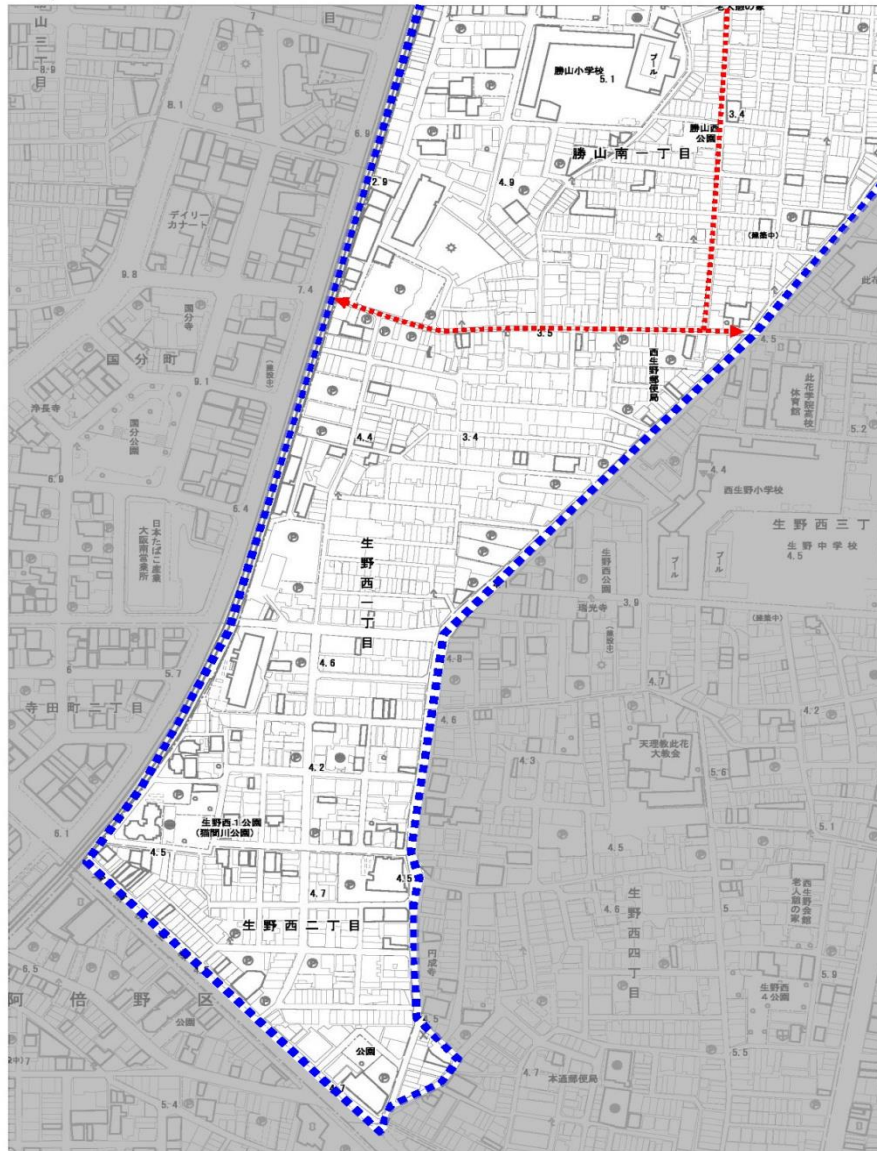
勝山北1丁目、勝山南1丁目、生野西1・2丁目、生野西4丁目（14番）



4

まちづくり協定等の
締結された区域

防災コミュニティ道路



別表1 重点対策地区

区名	町丁目
城東区	今福西1～2丁目、今福南1～2丁目、鳴野東3丁目、天王田
東成区	大今里西3丁目、玉津3丁目、東小橋3丁目(15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	生野西1～4丁目、生野東1～4丁目、勝山北1～5丁目、勝山南1～4丁目、舍利寺1～3丁目、鶴橋1～5丁目、中川西1～3丁目、林寺1丁目、林寺2丁目(1～16番、17番の一部、18番(生野線以北))、林寺3丁目、林寺5丁目、桃谷1～5丁目
天王寺区	勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻1丁目、下味原町、堂ヶ芝1丁目、東上町
阿倍野区	阿倍野筋4丁目(18～24番)、阿倍野筋5丁目(10～13番)、阿倍野元町(1～2番(木津川平野線(松虫通)以北))、王子町2丁目(2番、4～17番(木津川平野線(松虫通)以南))、王子町3～4丁目、共立通1～2丁目、天王寺町北1丁目(1～5番、6番の一部、7～10番(天王寺吾彦線以東))、天王寺町北2～3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)、播磨町1丁目(1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、阪南町2～4丁目、阪南町5丁目(1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、松虫通1丁目(1～12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1～4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1～2丁目
西成区	岸里1丁目、聖天下1～2丁目、天下茶屋1～3丁目、天下茶屋東1～2丁目、花園南1～2丁目

別表2 (第2条第8号・第4条関係)

(1) 構造及び耐用年数

鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	レンガ造 ブロック造	鉄骨造	木造
32年	26年	23年	15年

(2) 補助事業者の要件

納税状況	大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ア 個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 イ 所有する全ての土地・家屋に係る税（固定資産税・都市計画税）
------	---

別表3 補助対象上限単価及び補助率

区分	補助の内容	補助対象 面積等※1	補助率
	補助対象上限単価		
除却費等	老朽建築物の除却及び除却後の整地に要する費用	固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積とする。（※3）	2 / 3
	木造 17,000 円／㎡ 木造集合住宅 15,000 円／㎡（※2） 非木造 17,000 円／㎡		
建築設計費 及び 耐火構造費	壁面後退する新たな建築物の建築に必要な建築設計費用及び耐火構造に要する費用	延床面積※1	1 / 2
	建築工事費 延床面積 100 ㎡以下 41,500 円／㎡ 延床面積 250 ㎡以下 39,300 円／㎡ 延床面積 500 ㎡以下 37,000 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡以下 35,500 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡超 34,900 円／㎡ ただし、建築設計費用の補助金を申請しない場合は、次の単価とする 延床面積 100 ㎡以下 30,000 円／㎡ 延床面積 250 ㎡以下 29,500 円／㎡ 延床面積 500 ㎡以下 28,800 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡以下 28,000 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡超 27,800 円／㎡		
セットバック 整備費 ※5	セットバックの整備に要する費用。ただし、既存道路部分と一体的に整備する場合は、最大、道路中心線から水平距離 3 m までその整備に要する費用も含む。	整備面積等※4	
	道路等舗装 14,700 円／㎡ 道路境界石 7,300 円／m U型側溝 11,400 円／m L型側溝 11,800 円／m 現場打ち側溝 700 円／m 側溝蓋 4,900 円／m 集水桝 57,200 円／箇所		
支障物撤去費	支障物の撤去に要する費用。ただし、既存道路部分と一体的に整備する場合は、最大、道路中心線から水平距離 3 m までその整備に要する費用も含む。		
	支障物の撤去 ※6 による合計額		

※1 建築確認申請に記載する延べ面積（小数第2位まで）

※2 集合住宅の一部のみを除却するものを除く。

※3 除却面積が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

※4 セットバック整備に係る面積又は長さ等の数量とする。

※5 既にセットバック済みの場合は補助対象外とする。

※6 支障物の撤去（下に定める補助上限単価に対象となる数量を乗じた額）

補助項目		単位	補助上限単価
塀等	木製	見付㎡	6,200 円
	金属製	見付㎡	3,300 円
	ブロック製等	見付㎡	12,800 円
	コンクリート製	見付㎡	10,200 円
門扉	木製	見付㎡	2,300 円
	金属製	見付㎡	5,500 円
樹木	低木	本	500 円
	中木	本	3,000 円
	高木	本	6,900 円
段差のある工作物	コンクリート製等	㎡	24,300 円
車止め等		箇所	4,300 円

備考

- 1 塀等とは、塀、擁壁をいう。
- 2 塀等のうちブロック製等とは、コンクリートブロック、レンガ、石その他これらに類するもので作られているものをいう。
- 3 樹木は、樹木の地上1.2mの部分で幹周が10cm未満を低木、10cm以上60cm未満を中木、60cm以上を高木とする。
- 4 段差のある工作物とは、コンクリート、コンクリートブロックその他これらに類するもので、アプローチ、階段その他これらに類する建築物で道路部分との高さが3cm以上あるものをいう。
- 5 車止め等とは、車止め、標識支柱等で木製、金属製その他これらに類するもので作られているものをいう。

別表4 補助限度額

現況道路幅員 敷地	5 m未満	5 m以上
一般敷地	150 万円	100 万円
狭小敷地等	200 万円	150 万円

別表5 補正係数

間口	10m未満	10m以上 15m未満	15m以上
補正係数	1.0	1.5	2.0

別表 6 様式及び添付書類一覧表

様式		備考
防災コミュニティ道路認定申請書（様式 1）		
その他申請に必要と認める書類		
防災コミュニティ道路認定通知書（様式 2）		
防災コミュニティ道路不認定通知書（様式 3）		
事業計画承認申請書（様式 4）		
事業計画書	様式 4－2	
委任状（代理人）		・申請手続き等を代理人に委任する場合
補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等の親族である場合、そのことを証する公の書類が必要
補助金申請者一覧	様式 4－3	・補助金申請者が複数の場合、代表申請者を除く全員の委任状が必要
委任状（代表申請者を除く）	様式 4－4	
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		・補助金申請者が複数の場合、全員の納税証明書が必要 ・市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書が必要 ・申請者が所有している大阪市内の全ての土地・建物について必要
計画敷地の権利者一覧	様式 4－5	
道路の中心線又は現況幅員に関する書類		・大阪市が管理する道路（附則 5 項道路等）の場合、道路区域明示図 ・建基法第 42 条第 2 項に規定する道路の場合、道路中心線の位置が分かる写真
不動産登記法第 14 条第 1 項地図		
計画敷地の権利者を証する書類（登記事項証明書（土地）等）		
承諾書（補助事業の実施（土地）について）	様式 4－6	・補助金申請者以外に土地所有者がいる場合、補助金申請者を除く土地所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 ・必要事項が記入されている場合、様式によらなくても可
除却建物一覧	様式 4－7	・除却整備又は建替整備の場合 ・除却する建物全てを棟ごとに記入する

固定資産（家屋）評価証明書		・除却整備又は建替整備の場合 ・棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること ・登記簿上の所在と異なる場合、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		・除却整備又は建替整備の場合 ・申請に係る除却建物全て
付近見取図		
現況写真		・（１棟あたり）２方向程度
承諾書（補助事業の実施（建物）について）	様式４－８	・除却整備又は建替整備の場合 ・補助金申請者以外に建物所有者がいる場合、補助金申請者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくても可
誓約書	様式４－９	
計画概要図面（計画概要、配置図、求積図、各階平面図、立面図等）		・建替整備又は新築整備の場合 ・計画建築物が準耐火建築物（耐火建築物）であることを記載
既存建物の検査済証及び既存建物の図面（既存建物が準耐火建築物又は耐火建築物であることを証明できる書類）		・セットバック整備の場合
セットバック整備計画図及び断面図		・大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要領で規定する基準を満たすこと
その他申請に必要と認める書類		
事業計画承認通知書（様式５）		
事業計画不承認通知書（様式６）		
補助金交付申請書（様式７）		・事業計画承認又は全体設計承認申請と同時に申請することができる
交付申請額内訳書	様式７－２	
交付決定に必要な書類等（図面及び補助対象部分が分かるもの等）		・計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、セットバック整備計画図等
見積書		

	工事に未着手であることを証する書類		・第9条第1項第1号ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書（様式8）			
補助金不交付決定通知書（様式9）			
補助金交付申請取下書（様式10）			
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付申請取下承認通知書（様式11）			
補助事業着手届（様式12）			
	設計業務委託契約書、除却整地工事請負契約書、建築工事請負契約書の写し及び内訳明細書（除却整地費、セットバック整備費、支障物撤去費、設計費、建築工事費の工事明細書を含む）の写し		・補助事業者が契約していることが確認できる契約書等の写しを添付すること
	その他届出に必要と認める書類		
建築工事着手届（様式13）			
	確認済証の写し及び建築確認申請書の第一面から第四面の写し		・建替整備又は新築整備の場合 ・建基法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物の場合は、その旨が確認できる記載があること
	その他届出に必要と認める書類		
事業計画変更等承認申請書（様式14）			
	変更内容を説明する資料		
	その他申請に必要と認める書類		
事業計画変更等承認通知書（様式15）			
不承認通知書（様式16）			
補助金交付変更承認申請書（様式17）			
	交付申請額内訳書	様式7－2	
	交付変更承認に必要な書類等（図面、補助対象部分が見えるもの及び見積書等）		
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書（様式18）			
事業計画承認及び交付決定取消通知書（様式19）			
完了報告書（様式20）			

	計画概要図面		・計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、セットバック整備計画図等 ・事業計画承認時又は事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。
	完成写真		・2方向程度
	工事費等の支払いを証明する書類(領収書等の写し) 又は 領収書等遅延理由書・建築工事請負契約書等の写し・請求書の写し	様式 20－2	・遅延理由書を提出した場合、補助金請求の際に領収書等の写しを添付すること
	その他完了報告に必要と認める書類		
完了検査依頼書（様式 21）			
	竣工図面		
	検査済証の写し		・補助対象事業のうち新築整備又は建替整備が完了した場合
補助金の額の確定通知書（様式 22）			
検査結果通知書（様式 23）			
請求書			
	その他請求に必要と認める書類		
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式 24）			
補助金返還請求書（様式 25）			
全体設計承認申請書（様式 26）			
	全体設計承認申請額内訳書	様式 26－2	
	建設工事計画書	様式 26－3	
	全体設計承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分が分かるもの等)		
	見積書		
	その他申請に必要と認める書類		
全体設計承認通知書（様式 27）			
全体設計不承認通知書（様式 28）			
全体設計変更承認申請書（様式 29）			
	全体設計承認申請額内訳書	様式 26－2	
	建設工事計画書	様式 26－3	
	全体設計変更承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分が分かるもの等)		
	見積書		

	その他申請に必要と認める書類		
全体設計変更承認通知書（様式 30）			

（注 1）図面は原則 A 3 又は A 4 とし、寸法等が分かるものとする。

（注 2）同時に複数の申請をする場合、同じ書類の添付は不要とする。

（注 3）原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

まちづくり協定等を作成した者の代表者

〒

住所

氏名

電話番号

防災コミュニティ道路認定申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 まちづくり協定等及び当該協定等の締結された区域

2 防災コミュニティ道路位置図

(様式2)

様

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

大阪市長

防災コミュニティ道路認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった防災コミュニティ道路については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第3条第2項により審査の結果、認定しましたので通知します。

記

1 まちづくり協定等及び当該協定等の締結された区域

2 防災コミュニティ道路位置図

(様式3)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

防災コミュニティ道路不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった防災コミュニティ道路については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第3条第2項により審査の結果、認定することができませんので通知します。

不認定の理由

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

電話番号

事業計画承認申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 事業種別

除却整備

建替整備

新築整備

セットバック整備

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

(住居表示) 大阪市 区

(敷地面積) m²

3 事業計画

事業計画書のとおり

(様式4-2)

事業計画書

(1) 事業スケジュール

基本設計	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
建築設計	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
除却工事	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
建築工事	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
セットバック工事	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
その他 ()	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

(2) 除却建物概要

建物用途	構造・階数	建築及び増築年	住戸数	床面積※1
	・	年	戸	m ²
	・	年	戸	m ²
合計			棟 戸	m ²
うち補助対象 合計			棟 戸	m ²
再開発住宅利用申請予定		有 ・ 無 (世帯)		

※1：固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積

(3) 建築計画概要

建物形式・用途	
構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造
	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()
	☐ 耐火建築物
	☐ 準耐火建築物（イー1） ☐ 準耐火建築物（イー2）
	☐ 準耐火建築物（ロー1） ☐ 準耐火建築物（ロー2）
☐ 建築基準法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物	
階数	階
建築面積	m ²
延床面積	m ²

(4) セットバック概要

道路種別	現況幅員	道路中心からの 後退距離※2	間口※3	支障物撤去
	m	m	m	有・無

※2：道路中心線から整備する道路境界石までの距離（道路境界石幅を含む）

※3：防災コミュニティ道路に接道する長さ

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

大阪市長

委任状

この度、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同制度要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同制度要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として_____氏に委任いたします。

なお、同制度要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者
住所 〒

氏名

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

(様式 4 - 5)

計画敷地の権利者一覧

地名地番	所有権者 氏名	補助事業者の 権利の種別	敷地面積(㎡)

- (注) 1 公図を添付してください。
- 2 計画する敷地の全てについて記載（登記上の筆及び権利ごと）し、計画敷地内の権利者の全てであることを証する書類を添付してください。（登記簿謄本又は、従前建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約書及び使用承諾書等による。）
- 3 土地所有者等が複数である場合は、土地所有者等の全員が建替えに同意している旨の書類を添付してください。

様

承諾書

この度、貴方が大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

- | | | | |
|---|------------------|-----|----------------|
| 1 | 土地の所在地
(地名地番) | 大阪市 | 区 |
| 2 | 地積 | | m ² |

土地所有者
住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

(様式4-7)

除却建物一覽

所在地番	権利者氏名	建築年月日	用途	床面積
家屋番号	権利の種別	構造	階数	補助対象面積
			合計	

- (注) 1 除却建物の全てについて棟ごとに記載し、建物登記簿謄本及び固定資産(家屋)評価証明書(棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること。また、登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること。)を添付してください。
- 2 補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の書類を添付してください。
- 3 付近見取図及び建物の外観写真(1棟あたり2方向程度)を添付してください。

様

承諾書

この度、貴方が大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

- | | | | |
|---|------------------|----------------|----|
| 1 | 建物所在地
(地名 地番) | 大阪市 | 区 |
| | (住居表示) | 大阪市 | 区 |
| 2 | 家屋番号 | | |
| 3 | 構造・階数 | 造 | 階建 |
| 4 | 延床面積 | m ² | |

建物所有者
住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

大阪市長

誓約書

補助事業者は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

*長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

*除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

補助事業者は、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる居住者及び関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者
住所 〒

氏名

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式5)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

事業計画承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第8条第2項により審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 承認番号

2 事業種別

3 補助事業期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 計画概要

計画敷地 (地名地番)	
敷地面積	
従前建物状況	棟数： 棟 住戸数： 戸 構造： 造 階数： 階 建築年： 年 (年経過) 延床面積： m ² (うち補助対象面積 m ²)
建築計画概要	建物形式： 用途： 構造： 造 耐火・準耐火： 階数： 階 建築面積： m ² 延床面積： m ²

5 承認条件

- 補助事業が完了した場合においては、事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日(その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日)までに完了検査依頼書を提出しなければなりません。
- 補助対象事業に係る契約は補助金の交付決定通知日以降に行ってください。ただし、要綱第9条第1項ただし書の規定に基づき交付申請した場合は「契約」を「着手」と読み替えるものとします。
- 補助対象事業のうち建替整備又は新築整備をする補助事業者は、建築工事に係る契約をしたおきは、速やかに建築工事着手届を提出してください。
- 事業計画の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請又は届出を怠った場合は、事業計画承認を取り消します。
- 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは市長の承認を受けなければなりません。
- 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式6)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

事業計画不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第8条第7項の規定に基づき、承認することができませんので通知します。

記

1 計画敷地
(地名地番) 大阪市 区

2 不承認の理由

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助金交付申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

3 事業期間

工事契約日または工事契約予定日	令和	年	月	日
工事着手予定日	令和	年	月	日
事業完了予定日	令和	年	月	日

4 交付申請額

_____円

(様式 7 - 2)

交付申請額内訳書 (年度分)

1 交付申請額内訳書

区分	補助金 算定額 千円	補助 限度額 千円	補助金額 千円	既補助金 交付決定額 千円	今回 申請額 千円
(1) 除却費等	W1		t1	y1	v1
(2) 建築設計費 及び耐火構造費	W2		t2	y2	v2
(3) セットバック整備費	W3		t3	y3	v3
(4) 支障物撤去費	W4		t4	y4	v4
合計	ΣW	X	$T : \min(\Sigma W, X)$	ΣY	$V : T - \Sigma Y \text{ or } K$

(注) W1～W4 : 「2 費用の明細」の各補助項目の補助金算定額

X : 限度額 (別表 4) × 補正係数 (別表 5)

T : ΣW と X のうち小さい方

t1～t4 : 補助を申請する区分に T を任意に振り分ける。

なお、t1～t4 は、千円未満切捨てとする。

V : $V = T - \Sigma Y$ 。ただし、部分払金に係る申請の場合、 $V = K$ (K は「3 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額) とする。

2 費用の明細

(1) 除却費等

算出項目		除却費等		備考
		木造又は 木造集合住宅	非木造	
除却面積	a	m ²	m ²	この補助事業の実施に伴い 除却する面積
うち、補助対象面積	b	m ²	m ²	
補助率	c	2 / 3		
補助対象経費	d	円	円	契約見込額のうち、補助対象となる 除却費等
補助対象経費による補 助限度額	e	円	円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助対象上限単価	f	円	円	木造：17,000 円 木造集合住宅：15,000 円 非木造：17,000 円
補助対象面積による補 助限度額	g	円	円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
補助金算定額	w1	千円		w1 = e と g の小さい額 千円未満切り捨て

(注) 除却面積 (a) が固定資産 (家屋) 評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積
がわかる資料を添付してください。

(2) 建築設計費及び耐火構造費

算出項目		建築設計費 及び 耐火構造費	備考
補助対象面積	a	m ²	延床面積
補助対象上限単価	b	円	別表 3 参照
補助対象上限額	c	円	$c = a \times b$
補助率	d	1 / 2	
補助金算定額	w2	円	$w2 = c \times d$ 千円未満切り捨て

(3) セットバック整備費

算出項目		セットバック整備費	備考
補助対象経費	a	円	契約見込額のうち、 補助対象となる セットバック整備費
道路舗装		m ² × 円 = 円	各項目の合計数量(下表) × 補助対象上限単価 (別表3)
道路境界石		m × 円 = 円	
U型側溝		m × 円 = 円	
L型側溝		m × 円 = 円	
現場打ち側溝		m × 円 = 円	
側溝蓋		m × 円 = 円	
集水枳		箇所 × 円 = 円	
合計	b	円	
補助率	e	1 / 2	
補助金算定額	w3	円	w3 = a と b のいずれか 小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出（小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。）

道路舗装		m ²
道路境界石		m
U型側溝		m
L型側溝		m
現場打ち側溝		m
側溝蓋		m
集水枳		箇所

(4) 支障物撤去費

算出項目		支障物撤去費	備考
補助対象経費	a	円	契約見込額のうち、 補助対象となる 支障物撤去費
		× 円 = 円	各項目の合計数量(下表) × 補助対象上限単価 (別表3)
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
合計	b	円	
補助率	e	1 / 2	
補助金算定額	w4	円	w4 = a と b のいずれか 小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出（小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。）

項目	計算式	合計

3 部分払金に係る申請額計算書

区分		事業期間全体			今年度				
		補助対象経費 千円	補助金額 千円	乗率 %	部分払金 (補助対象経費のうち 今年度に支出する経費) 千円		部分払金の 補助対象 上限額 千円	今年度の部分払 金の補助対象額 千円	今回補助申請額 千円
(1)	建築設計費及び 耐火構造費	a1	b1	c1 =b1/a1	前払金	d1	f1 = a1×30%：※2	g1：d1とf1の小さい方	i1 = g1 × c1
					中間金	e1		h1 = e1	j1 = h1 × c1
					小計（1）				k1 = i1 + j1
(2)	セットバック 整備費	a2	b2	c2 =b2/a2	前払金	d2	f2 = a2×40%	g2：d2とf2の小さい方	i2 = g2 × c2
					中間金	e2		h2 = e2	j2 = h2 × c2
					小計（2）				k2 = i2 + j2
(3)	支障物撤去費	a3	b3	c3 =b3/a3	前払金	d3	f3 = a3×40%	g3：d3とf3の小さい方	i3 = g3 × c3
					中間金	e3		h3 = e3	j3 = h3 × c3
					小計（3）				k3 = i3 + j3
合計									K = k1+k2+k3

※1 : a1, a2, a3, b1, b2, b3, d1, d2, d3, e1, e2, e3, f1, f2, f3, g1, g2, g3, h1, h2, h3, i1, i2, i3, j1, j2, j3, k1, k2, k3, K : 千円未満切捨て

c1, c2, c3 : 小数第2位まで(小数第3位以下を切捨て)とする

※2 : f1 = a1×30%。ただし、建築設計費の補助金を申請しない場合は、f1 = a1 × 40%とする

※3：部分払金に係る補助金の申請額は、年度毎の部分払金に乗率（補助対象項目ごとに、補助金の額を補助対象経費（老朽建築物の除却費等を除く。）で除したもの。）を掛けた値（中間金に係る補助金にあっては、さらに90%を乗じた値）とする。

なお、前払金の補助の対象となる額は、建築設計費及び耐火構造費については、補助対象経費の30%を上限とし（ただし、建築設計費の補助金を申請しない場合は、補助対象経費の40%を上限とする。）、セットバック整備費及び支障物撤去費については、補助対象経費の40%を上限とする。

(様式 8)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 9 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 承認番号

2 事業種別

3 補助事業者
住所
氏名

4 計画敷地
(地名地番) 大阪市 区

5 補助対象項目

6 交付決定額 _____ 円

7 交付条件

- (1) 補助対象事業に係る契約をしたときは、速やかに補助事業着手届を提出してください。また、補助対象事業に係る建替整備又は新築整備を行う補助事業者は、建築工事の契約をしたときは、速やかに建築工事着手届も提出してください。
- (2) 補助対象事業の内容、補助対象事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請及び届出を怠った場合又は変更により補助の要件に適合しなくなった場合には、事業計画承認及び交付決定を取り消します。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (6) 交付決定に係る事業が完了した場合においては、速やかに市長に届出なければなりません。
- (7) 交付決定に係る事業が申請年度内に完了しなかった場合、本交付決定は無かったものとみなし、補助金を交付することができなくなります。
- (8) 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

8 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができます。

(様式 9)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 9 条第 10 項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨を決定したので通知します。

記

1 補助事業者

住所

氏名

2 計画敷地

(地名地番)

大阪市

区

3 不交付決定の理由

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定のあった事業について、
大阪市主要生活道路不燃化促進整備建設費補助制度補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、
次の内容の交付申請の取下げをしたいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 計画敷地
(地名地番) 大阪市 区

3 交付決定額
_____円

4 取下げ理由

(様式 11)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付の決定を行った件の補助金について、取下書の提出があったので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備建設費補助制度補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げを承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助対象事業着手届

令和 年 月 日付け（大阪市指令都整 ・大都整 ） 第 号で（事業計画承認・交付決定・全体設計承認・事業計画変更等承認・交付変更承認・全体設計変更等承認）通知のあった事業について、補助対象事業に着手したので大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

承認番号	
建築位置 (地名地番)	大阪市 区
除却整地費にかかる契約金額	円 (税込) 円 (税抜)
建築工事費にかかる契約金額	円 (税込) 円 (税抜)
工事着手日	令和 年 月 日

※建築工事費には建築設計費を含む

- (注) ・設計変更等により事業計画承認申請時の計画に変更が生じる場合は、先に事業計画等変更承認申請が必要となります。
- ・交付申請内容に応じた、契約図書の写し（除却整地費、セットバック整備費、支障物撤去費、建築設計費、建築工事費のそれぞれがわかるもの）を添付してください。

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

建築工事着手届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で（交付決定・全体設計承認・交付変更承認・全体設計変更等承認）通知のあった件について、建築工事に着手したので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

承認番号	
建築位置 (地名地番)	大阪市 区
建築工事にかかる契約金額	円 (税込) 円 (税抜)

- (注)・設計変更等により事業計画承認申請時の計画に変更が生じる場合は、先に事業計画等変更承認申請が必要となります。
- ・確認済証の写し及び確認申請書の第一面から第四面の写しを添付してください。

令和 年 月 日

補助事業者
住所 〒

令和 年 月 日付け大都整 第 号で（事業計画承認・事業変更等承認）
通知のあった補助事業について、次のとおり変更したいので申請します。

4 变更理由

様

大阪市長

事業計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画変更等承認申請については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号の規定により審査の結果、承認しましたので通知します。

記

- 承認番号
- 計画敷地
(地名地番) 大阪市 区
- 承認の内容

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 16)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった件については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 4 号の規定により審査の結果、承認することができませんので通知します。

記

1 承認番号

2 不承認の理由

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で（交付決定・交付変更承認）
通知のあった補助対象事業について、当該決定の額を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 変更理由

3 交付変更申請額

既交付決定額 _____円

交付変更申請額 _____円

差引増△減額 _____円

様

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり交付変更を承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 事業種別

3 補助事業者

住所

氏名

4 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

5 補助対象項目

6 交付変更決定額 _____円

7 交付条件

- (1) 補助対象事業の内容、補助対象事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請及び届出を怠った場合又は変更により補助の要件に適合しなくなった場合は、事業計画承認及び交付決定を取り消します。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (5) 交付決定に係る事業が完了した場合においては、速やかに市長に届出なければなりません。
- (6) 交付決定に係る事業が申請年度内に完了しなかった場合、本交付決定は無かったものとみなし、補助金を交付することができなくなります。
- (7) 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 19)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事業計画承認及び交付決定取消通知書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 17 条第 3 項又は第 23 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり承認及び交付決定を取消します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 取消理由

大阪市長

補助事業者
住所 〒
氏名

完了報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で（補助金交付決定・補助金交付変更承認）の通知を受けた補助対象事業が完了したので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 承認番号
- 事業種別
- 補助対象項目
- 補助金交付決定額 円

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づき、完了報告を行うにあたり、建築工事費等の領収書等の写しの提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

なお、建築工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該建築工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額	金	円
支払い予定日	令和 年 月 日頃	

補助事業者
住所 〒
氏名

(様式 21)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

完了検査依頼書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で（事業計画承認・事業変更等承認）
通知を受けた補助事業が完了したので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度
補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定に基づき完了検査を依頼します。

記

1 承認番号

2 事業種別

様

大阪市長

補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで完了報告のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

- 1 承認番号
- 2 事業種別
- 3 補助事業者

住所

氏名

- 4 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

- 5 確定補助金額 _____円

(注)・補助金の請求は、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の 4 月末日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに行ってください。その日までに行われな
ない場合は、補助金を交付することができなくなります。

- ・補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。
- ・補助事業完了後の後退用地等については、適切に維持管理を行ってください。
- ・補助事業者は、建築物、工作物若しくは、後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承してください。

(様式 23)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

検 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日付けで完了報告・完了検査依頼のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査結果を通知します。

記

- 1 承認番号
- 2 事業種別
- 3 補助事業者

住所

氏名

- 4 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

- 5 検査結果

適合 ・ 不適合

(注)補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 24)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で（交付決定・交付変更承認）
通知を行った件の補助金については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度
補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由

(様式 25)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金返還請求書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を取り消した件の補助金については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 26 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を求める。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 返還金額

5 返還期限

(注) 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

全体設計承認申請書

大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 1 項に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

3 全体設計承認申請額

_____年度_____円

_____年度_____円

_____年度_____円

※事業計画承認申請書と同時に申請する場合、承認番号の記載は不要

(様式 26－2)

全体設計承認申請額内訳書（ 年度分）

1 交付申請額内訳書

区分	補助金 算定額 千円	補助 限度額 千円	補助金額 千円	既補助金 交付決定額 千円	今回 申請額 千円
(1) 除却費等	W1		t1	y1	v1
(2) 建築設計費 及び耐火構造費	W2		t2	y2	v2
(3) セットバック整備費	W3		t3	y3	v3
(4) 支障物撤去費	W4		t4	y4	v4
合計	ΣW	X	$T : \min(\Sigma W, X)$	ΣY	$V : T - \Sigma Y \text{ or } K$

(注) W1～W4 : 「2 費用の明細」の各補助項目の補助金算定額

 X : 限度額 (別表 4) × 補正係数 (別表 5)

 T : ΣW と X のうち小さい方

 t1～t4 : 補助を申請する区分に T を任意に振り分ける。

 なお、t1～t4 は、千円未満切捨てとする。

 V : $V = T - \Sigma Y$ 。ただし、部分払金に係る申請の場合、 $V = K$ (K は「3 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額) とする。

2 費用の明細

(1) 除却費等

算出項目		除却費等		備考
		木造又は 木造集合住宅	非木造	
除却面積	a	m ²	m ²	この補助事業の実施に伴い 除却する面積
うち、補助対象面積	b	m ²	m ²	
補助率	c	2 / 3		
補助対象経費	d	円	円	契約見込額のうち、補助対象となる 除却費等
補助対象経費による補助 限度額	e	円	円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助対象上限単価	f	円	円	木造：17,000 円 木造集合住宅：15,000 円 非木造：17,000 円
補助対象面積による補助 限度額	g	円	円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
補助金算定額	w1	千円		w1 = e と g の小さい額 千円未満切り捨て

(注) 除却面積 (a) が固定資産 (家屋) 評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(2) 建築設計費及び耐火構造費

算出項目		建築設計費 及び 耐火構造費	備考
補助対象面積	a	m ²	延床面積
補助対象上限単価	b	円	別表 3 参照
補助対象上限額	c	円	$c = a \times b$
補助率	d	1 / 2	
補助金算定額	w2	円	$w2 = c \times d$ 千円未満切り捨て

(3) セットバック整備費

算出項目		セットバック整備費	備考
補助対象経費	a	円	契約見込額のうち、 補助対象となる セットバック整備費
道路舗装		m ² × 円 = 円	各項目の合計数量(下表) × 補助対象上限単価 (別表3)
道路境界石		m × 円 = 円	
U型側溝		m × 円 = 円	
L型側溝		m × 円 = 円	
現場打ち側溝		m × 円 = 円	
側溝蓋		m × 円 = 円	
集水桝		箇所 × 円 = 円	
合計	b	円	
補助率	e	1 / 2	
補助金算定額	w3	円	w3 = a と b のいずれか 小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出（小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。）

道路舗装		m ²
道路境界石		m
U型側溝		m
L型側溝		m
現場打ち側溝		m
側溝蓋		m
集水桝		箇所

(4) 支障物撤去費

算出項目		支障物撤去費	備考
補助対象経費	a	円	契約見込額のうち、 補助対象となる 支障物撤去費
		× 円 = 円	各項目の合計数量(下表) × 補助対象上限単価 (別表3)
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
		× 円 = 円	
合計	b	円	
補助率	e	1 / 2	
補助金算定額	w4	円	w4 = a と b のいずれか 小さい額 × e 千円未満切り捨て

数量算出（小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第2位以下を切り捨てた数量とする。）

項目	計算式	合計

3 部分払金に係る申請額計算書

区分		事業期間全体			今年度				
		補助対象経費 千円	補助金額 千円	乗率 %	部分払金 (補助対象経費のうち 今年度に支出する経費) 千円		部分払金の 補助対象 上限額 千円	今年度の部分払 金の補助対象額 千円	今回補助申請額 千円
(1)	建築設計費及び 耐火構造費	a1	b1	c1 =b1/a1	前払金	d1	f1 = a1×30%：※2	g1：d1とf1の小さい方	i1 = g1 × c1
					中間金	e1		h1 = e1	j1 = h1 × c1
					小計（1）				k1 = i1 + j1
(2)	セットバック 整備費	a2	b2	c2 =b2/a2	前払金	d2	f2 = a2×40%	g2：d2とf2の小さい方	i2 = g2 × c2
					中間金	e2		h2 = e2	j2 = h2 × c2
					小計（2）				k2 = i2 + j2
(3)	支障物撤去費	a3	b3	c3 =b3/a3	前払金	d3	f3 = a3×40%	g3：d3とf3の小さい方	i3 = g3 × c3
					中間金	e3		h3 = e3	j3 = h3 × c3
					小計（3）				k3 = i3 + j3
合計									K = k1+k2+k3

※1 : a1, a2, a3, b1, b2, b3, d1, d2, d3, e1, e2, e3, f1, f2, f3, g1, g2, g3, h1, h2, h3, i1, i2, i3, j1, j2, j3, k1, k2, k3, K : 千円未満切捨て

c1, c2, c3 : 小数第2位まで (小数第3位以下を切捨て) とする

※2 : f1 = a1×30%。ただし、建築設計費の補助金を申請しない場合は、f1 = a1 × 40%とする

※3：部分払金に係る補助金の申請額は、年度毎の部分払金に乗率（補助対象項目ごとに、補助金の額を補助対象経費（老朽建築物の除却費等を除く。）で除したもの。）を掛けた値（中間金に係る補助金にあっては、さらに90%を乗じた値）とする。

なお、前払金の補助の対象となる額は、建築設計費及び耐火構造費については、補助対象経費の30%を上限とし（ただし、建築設計費の補助金を申請しない場合は、補助対象経費の40%を上限とする。）、セットバック整備費及び支障物撤去費については、補助対象経費の40%を上限とする。

様

建設工事計画書

作成者

工事場所 大阪市 区		年月		令和		年																							
項目		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
工程表	基本設計 建築設計																												
	除却工事																												
	建築工事																												
	セットバック工事 支障物撤去費工事																												
	検査済証の交付 完了報告																												
部分払 予定日	前払金																												
	中間金																												

(注) 工程表は棒状に表してください。また、部分払予定日は点で表したうえで予定額を記載してください。

(様式 27)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

全体設計承認通知書

令和 年 月 日付けで全体設計承認申請のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 2 項の審査の結果、承認しましたので通知します。

記

1 承認番号

2 事業種別

3 補助事業者

住所

氏名

4 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

5 承認条件

- (1) 補助金交付申請時において本市の予算措置がなされていない場合は、補助金を交付することができません。
- (2) 補助対象事業のうち新築整備又は建替整備（老朽建築物の除却を除く。）が複数年度に渡り、補助対象事業に対する部分払い又は、完成払いがある場合は、毎年 4 月 1 日（本市の定める休日である場合には、その日以後の直近の休日でない日）に当該年度分の補助金交付申請書を提出してください。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなります。
- (3) 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 28)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

全体設計不承認通知書

令和 年 月 日付けで全体設計承認申請のあった件について、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 2 項の審査の結果、承認することができませんので通知します。

不承認の理由

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

全体設計変更承認申請書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で（全体設計承認・全体設計変更承認）
通知のあった補助対象事業について、当該承認の内容を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 変更理由

3 全体設計承認申請額

変更前

年度 _____ 円

年度 _____ 円

年度 _____ 円

変更後

年度 _____ 円

差引増△減額 _____ 円

年度 _____ 円

差引増△減額 _____ 円

年度 _____ 円

差引増△減額 _____ 円

(様式 30)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

全体設計変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった全体設計変更承認申請については、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 3 号の審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 承認番号

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

(注)

補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。